

諮問番号：平成29年度諮問第3号
答申番号：平成29年度答申第6号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成〇〇年〇月〇日付けで行った児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）に基づく児童扶養手当額改定認定取消処分（以下「本件処分」という。）の取消を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

審査請求人は、平成〇〇年〇月〇〇日に〇〇を出産し、同月〇〇日に児童扶養手当額改定請求を行い、平成〇〇年〇月〇日付けで認定されたが、平成〇〇年〇月〇日に児童扶養手当額改定取消通知書により取り消された。取消事由は、「平成〇〇年〇〇月〇〇日に提出した額改定請求の一部が虚偽記載であることを確認したため」とされるが、虚偽記載した覚えはない。

平成〇〇年〇〇月〇〇日以前から〇役所と話をし、調査が入り、審査され、平成〇〇年〇月〇日付けで額改定が認定されたのに、突然取り消され、内容を聞いても調査の結果としか言われず、それまでの調査はなんだったのかも説明されず、もう一度申請ができると言われ申請をした。その審査の結果、増額予定であるが、審査請求人の状況は平成〇〇年〇〇月〇〇日以降何も変わっていない。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却が妥当である。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件に係る法令等の規定について

法第14条第5号で、「受給資格者が、第6条第1項の規定による認定の請求又は第28条第1項による届出に関し、虚偽の申請又は届出をしたときは、手当額の全部又は一部を支給しないことができる。」とある。

また、法第23条第1項で、「偽りその他不正の手段による手当の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。」とある。

(2) 本件処分が（法令等）が求める要件に該当するかについて

ア 法第14条第5号及び第23条第1項の「偽り」とは、積極的に虚構の事実を構成することはもちろん、消極的に真実を隠蔽又は歪曲することをも含み、刑法（明治40年法律第45号）第246条にいう詐欺、すなわち人を欺罔することよりも意味が広いと解される（昭和62年8月10日中央法規出版発行「児童扶養手当法特別児童扶養手当等の支給に関する法律の解釈と運用」）。本件に置き換えると「虚偽」は、積極的に虚偽の事実を申告することのみならず、消極的に本来申告すべき事実を隠蔽することも含まれると解する。

イ まず、平成〇〇年〇月〇日に提出された未婚の〇〇の子の出生に係る申立書及び調書の提出において、審査請求人は、〇〇の父との事実婚関係の時期があったことを認識していながら、その申告をしていない。これは、審査請求人が本来、自らの受給資格に関わる内容にも関わらず〇〇の父の事実を隠蔽したものと認められる。

ウ 審査請求人は、平成〇〇年〇〇月〇〇日、同年〇〇月〇〇日に行った処分庁が行った聴き取り及び申立てにおいて、入院期間中の〇〇の父と〇〇との交流状況について申告した内容は、〇〇〇〇〇〇〇〇（放課後児童クラブ）の指導員の聴き取り内容と合致していない。〇〇〇〇〇〇〇〇指導員の回答書が審査請求人との引き継ぎノートを元に作成されたものであるということからも、審査請求人は〇〇の父と〇〇との交流状況を把握していながら、申立書に虚偽の記載をしたと認められる。これは、上記イと同様に事実を隠蔽したものと認められるものである。

エ 審査請求人は、平成〇〇年〇月〇〇日に処分庁が行った聴き取りにおいて、入院期間中の〇〇の監護状況について、最初は主に実祖母が担い、実祖母の都合がつかない場合は、〇〇の父の実母が担っていたと述べていたが、その後、主に担っていたのは〇〇の父の実母であると修正の連絡があった。また、平成〇〇年〇月〇〇日付けの申立書では、実祖母が担っていると申立てさせている。しかしながら、実祖母の申立て内容は、〇〇〇〇〇〇〇〇の記録及び保

育所の連絡カードへの緊急連絡先の記載状況からも、実祖母が主張する内容が虚偽であることが認められる。このことは積極的に事実を隠蔽したと認められるものである。

オ さらに、審査請求人は、入院期間中の〇〇の監護状況について、把握していないと報告しているが、〇〇〇〇〇〇の指導員との連絡や〇〇の父と〇〇との病院での面会により把握していたと認められる。よって、この点についても虚偽と認められる。

上記ウ、エ、オにおける本人の申告内容と処分庁の調査による事実を照合した結果、審査請求人が誘導し、実祖母の虚偽の申立てをさせるとともに、自らも虚偽の報告を行うことで、入院期間中における〇〇の父の存在を秘匿したものと認めるのが自然である。

カ 審査請求人は、〇〇の父とは平成〇〇年〇月に交際を解消し、同居期間はないとの文書を提出したが、〇〇〇〇〇〇の記録から平成〇〇年〇月又は〇〇月まで〇〇の父が同居していたことが認められる。このことから、審査請求人の提出した文書が虚偽であることが認められる。

キ 以上のとおり、審査請求人は、〇〇の父と事実婚状態であったこと及び審査請求人と〇〇の父との関わりが本件審査において重要事項であることを認識しながら、処分庁に必要な正しい申告を行わず、また、度重なる事実と異なる申告を行い、処分庁が適切な処分、すなわち職権による資格喪失処分を行うことができない状況にしたと認められる。

(3) 額改定後の取消処分が認められるか否かについて

ア 法第14条第5号において、受給者が児童扶養手当の認定の請求及び届出に関して、虚偽の申請又は届出をした場合、手当の額の全部又は一部を支給しないことができる旨が規定されている。これは、児童扶養手当の認定の請求及び届出について、虚偽が判明した場合に適用されるものと解され、認定後であっても同様である。

イ 法第14条の「手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる」という規定は、処分庁の裁量権を担保するための表現となっていると解釈するべきものであり、各号のいずれかに該当することが明らかな場合は、適用するべきものである。

以上のことから本件処分は適法である。

第4 調査審議の経過

平成29年5月25日	諮問の受付
平成29年5月29日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：6月16日

口頭意見陳述申立期限：6月16日

平成29年6月5日	第1回審議
平成29年7月3日	第2回審議
平成29年7月27日	第3回審議

第5 審査会の判断

1 認定事実

(1) 処分庁は、法第4条第1項第1号に基づき、審査請求人が〇〇を扶養しており、同規定の「『イ 父母が婚姻を解消した児童』の母が当該児童を監護する場合」に該当し、児童扶養手当の支給要件を満たす者として、以前から同手当を支給していた。

(2) 審査請求人は、平成〇〇年〇月〇〇日、〇〇を出産し、同月〇〇日付けで児童扶養手当額改定請求書を提出した。処分庁は、平成〇〇年〇月〇日に児童扶養手当の額改定を認定したが、平成〇〇年〇月〇日付け児童扶養手当額改定取消通知書により取り消した。

(3) 手当額の改定の請求時には、児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第2条により、新たに対象となる児童に係る戸籍の抄本及び新たな対象児童の属する世帯の全員の住民票の写しを添付することとされている。

法第14条第5号において、認定の請求（第6条第1項）又は届出（第28条第1項）に関し、受給資格者が虚偽の申請又は届出をしたときは、手当の額の全部又は一部を支給しないことができる旨が規定されている。児童扶養手当支給事務においては、適正かつ公正な支給を厳格に行うことが求められ、資格要件に係る疑義が生じた場合、行政庁は調査を行わなければならない、と処分庁は弁明している。

そのため、手当額の改定請求の処分の際し、手当の支給機関である処分庁は、法第29条（調査の実施）に基づき、申立書等を申請者に求めたり、関係者に事情聴取を行ったりして、事実関係の把握に努めていたものである。

2 判断

(1) 審査請求人から提出された平成〇〇年〇月〇日付け、同年〇〇月〇〇日付け、平成〇〇年〇月〇日付けの各申立書及び調書からは、交際解消以降の交流状況や審査請求人の入院期間中の〇〇の監護状況に関する審査請求人の申立の内容に転変があり、正確性を欠いていることが認められる。

- (2) また、処分庁が関係者から聴取した内容や平成〇〇年〇月〇〇日に〇〇〇〇〇〇課長から得た回答内容と、処分庁が審査請求人から聴取した内容（平成〇〇年〇〇月〇〇日他）や平成〇〇年〇〇月〇〇日付けの審査請求人の申立書との間には、多くの齟齬が認められる。
- (3) 以上より、審査請求人が不正な書面を作成し、事実を隠蔽しようとした意図があると処分庁が考えるに至ったことに著しい不合理があるとは認められない。
- (4) 加えて、審理手続において審査請求人からは反論書の提出がなく、申請内容の虚偽について否定する反証も得られなかった。
- (5) したがって、審査請求人の申立内容及び関係者の発言等を総合的に勘案した結果、法第14条第5号の規定を適用した処分庁の判断は、著しく合理性を欠くものとは言い難く、処分庁が行った本件処分について違法又は不当とまではいえない。

第6 付言

処分庁は、本件処分に当たって、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第2項第4号の規定により、不利益処分の名宛人に対する意見陳述のための手続は必要ではないが、手当の支給要件の欠如が客観的に明白である処分とは性質を異にするため、このようなケースにおいては、審査請求人に対し、意見陳述の機会の付与も検討したほうが良いと思料する。

また、審理員は、弁明書に添付された書面に関し、審査関係人への提供は法定手続ではないものの、反論が的確になされるよう、少なくとも目録等を提供すべきであり、事実認定の困難な事件については審理関係人の主張を丁寧に審理するべきであることを申し添える。

大阪府行政不服審査会第2部会

委員（部会長） 亀田 健二

委員 松村 信夫

委員 福田 公教